平成２２年（フ）第９２１号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート30―406
債務者　庄司真由美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４号
石川県七尾市田鶴浜町二部12番地
債務者　松本　朋博
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後１時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第４５号
石川県鹿島郡中能登町黒氏８部17番１地
債務者　大塚　智美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後１時50分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第５３号
石川県羽咋市大川町ヤ73番地１
債務者　山崎　利美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第５７号
石川県七尾市舟尾町ら部24番地　田鶴浜定住促進住宅２号棟104号
債務者　友兼　親子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第８４号
長野県佐久市東立科2463番地３
債務者　西脇　明美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３７号
愛媛県大洲市大洲751番地１鉄砲町第１の２・１－２号
債務者　道岡　三郎
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１０７８号
東京都国分寺市本町４丁目８番７号シュクル国分寺201
債務者　工藤　晴美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１２０号
東京都調布市緑ケ丘２丁目25番地都営仙川アパート22号館2206
債務者　立原　政孝
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２６４号
神奈川県藤沢市渡内４丁目10番３号
債務者　カニワ　レジーナ　ビオ
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３号
岡山県真庭市湯原温泉88番地２　田中アパート
債務者　清水　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１１４号
岡山県真庭市湯原温泉88番地２　田中アパート
債務者　清水　　武
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１１７号
岡山県津山市小原133番地４
債務者　粟井　早苗
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１８３号
広島県福山市野上町２丁目６番６号　ＳＡＴＯビル12―801、旧住所広島県福山市港町１丁目14番31―401号　港町マンション
債務者　藤井　厚子（旧姓牧平）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後２時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３８６６号
東京都板橋区成増５丁目19―33―207
債務者　古川　輝二
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部